

知財紛争処理に関する有識者の主な意見

平成 27 年 2 月 20 日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. 総論

- ・専門家と国が労力をかけて権利化された特許が、訴訟で2割程度しか勝てないことに問題意識を持つべき。裁判で守られない知財は価値がないので改善すべき。
- ・我が国の知財紛争における判決の信頼性・安定性等、優れた側面も積極的に評価した上、官民連携して国際的な展開の在り方を検討すべき。
- ・国と民間とで、日本の裁判所の良いところを積極的にアピールすべき。
- ・日本にも優れた判決はあるが、それが広がっていないため、裁判結果の広報の充実が必要。

2. 勝訴率

- ・勝訴率が低いのは、勝てる特許権は、訴訟に至る前に紛争が解決されてしまうため。
- ・損が出ることを覚悟で訴訟したり、敗訴することが分かっているにもかかわらず理由から訴訟したりすることがある。
- ・大企業の勝訴率は四割弱であり、決して低いわけではない。
- ・和解等で訴訟前に解決する事案も多く、訴訟件数の多さは権利行使の容易性を示さない。基本的に企業は訴訟にならないように努力する。
- ・日本は和解の率が高く、勝訴的なものが多いことに留意すべき。
- ・和解で勝訴率の低さの問題が和らげられている、との議論には反対。
- ・訴訟件数・勝訴率・賠償額は、侵害訴訟システムへの評価指標とはならない。
- ・どこの国で訴訟提起するかについての考慮要因は、勝訴率と損害賠償額。
- ・中小企業は、資金が限られ、また、専門家へのアクセスも不十分なため、敗訴が多いのではないか。
- ・中小企業が有する特許ポートフォリオが訴訟に耐え得るものでないことも多いのではないか。

3. 特許権の安定性

- ・技術的な判断の専門機関である特許庁の審判が非常に早くなり、訴訟での無効の抗弁制度の必要性は無くなった。
- ・無効の抗弁がなくなると性急に無効審判を請求しなければならなくなるので、その廃止については反対。
- ・特許の安定性を高めるため、有効性推定規定を入れるべき。
- ・信頼性を高めるという意味では、審査・審判・裁判の基準をなるべく揃えていくことが重要。

- ・特許庁と裁判所の判断が同じとなるように、審査基準を法令化すべき。
- ・審査基準は、特許庁の内規的な位置付けの方が良いのではないか。

4. 損害賠償額

- ・弁護士費用が賄えないような損害賠償額では正しくなく、研究開発が報われるようなビジネスの実態に合わせた賠償額となるよう算定方法等を見直すべき。
- ・賠償額の日米比較については、損害賠償制度がそもそも異なる上、事件の中身やスケールを考慮せず評価をすることは不適切。
- ・損害賠償額でキーとなるのは、寄与率と利益率。

5. 訴訟手続の在り方等

- ・文書提出命令の範囲の拡大等の改善をすべき。
- ・証拠収集の手続自体は、日本もある程度整備されているが、罰則規定がないため機能していないのではないか。
- ・米国はディスカバリー制度により侵害立証が楽であるが、機密漏えいの副作用など、被告側から見て煩雑な点を踏まえて検討すべき。
- ・国家機関として特許裁判の透明性を高めるべき。

6. 地方における知財司法アクセス

- ・地方の中小企業にとっては、東京(又は大阪)で訴訟を行うことは、負担が大きいかもしれない。
- ・地方の専門家は、地方での訴訟を望むかもしれないが、クライアント自身は、知財訴訟に慣れた都市部の専門家や、専門的な判断が期待できる専属管轄を望むのではないか。

以上